

# 篠栗町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 31162	千円 11,589,999	千円 1,594,758	千円 1,458,642	% 12.6%	% 9.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

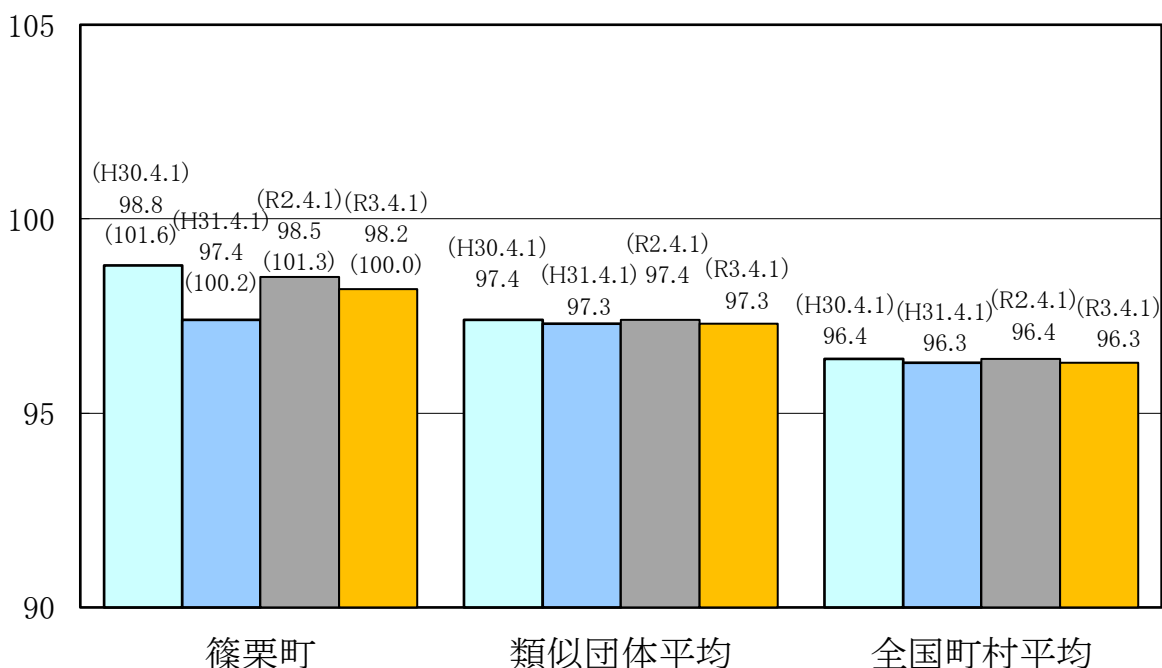
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 145	千円 502,654	千円 128,207	千円 220,427	千円 851,288	千円 5,871	千円 -

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
3年度	— 円	— 円	— 円 (        %)	— %	なし	なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
3年度	— 月	— 月	— 月	— 月	4.30月	4.30月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日  
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。  
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、篠栗町においては6%を支給。  
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、平成28年4月1日から5%を支給。令和3年4月1日時点は6%を支給。  
 （参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
篠栗町の支給割合	0%	4%		5%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

**(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）**

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
篠栗町	40.5歳	299,300円	370,605円	352,213円
福岡県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

（注）1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区 分		篠栗町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	—	—
	高校卒	154,900円	—	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（4年4月1日現在）

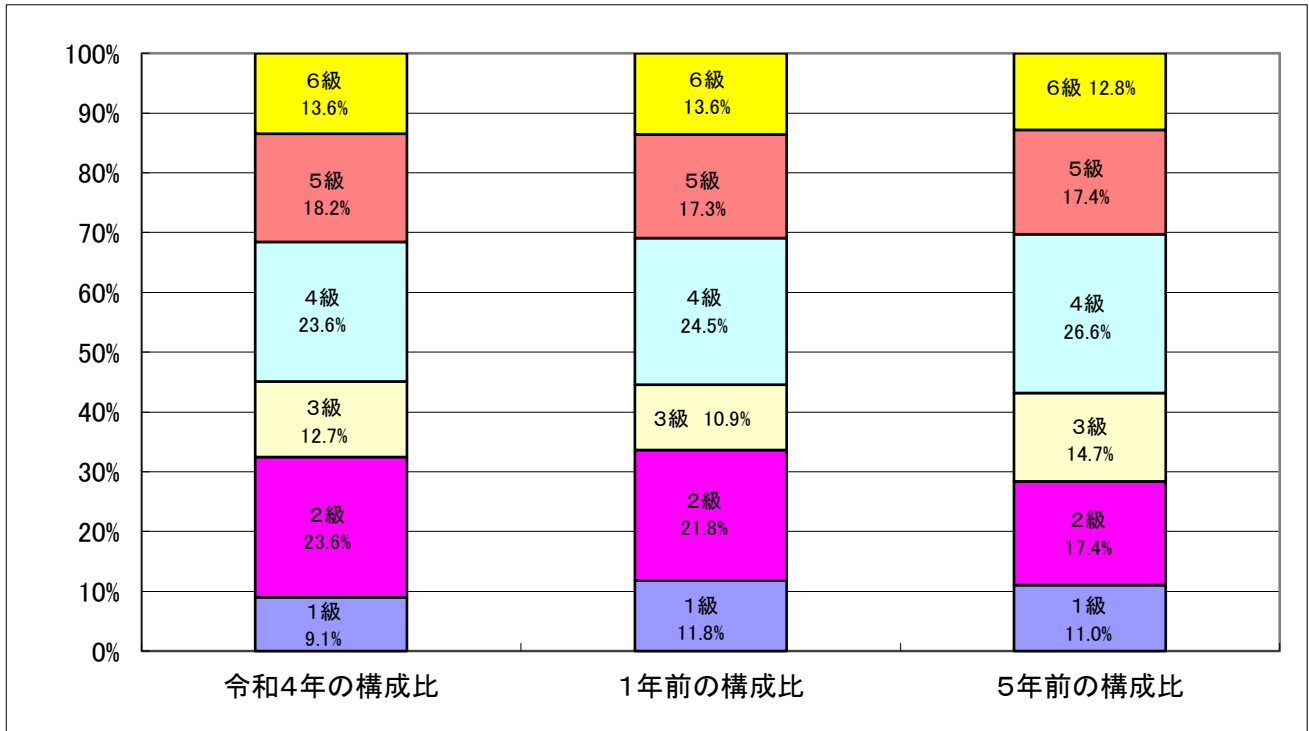
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,000円	346,700円	377,500円	399,500円
	高校卒	223,200円	316,400円	352,600円	371,200円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

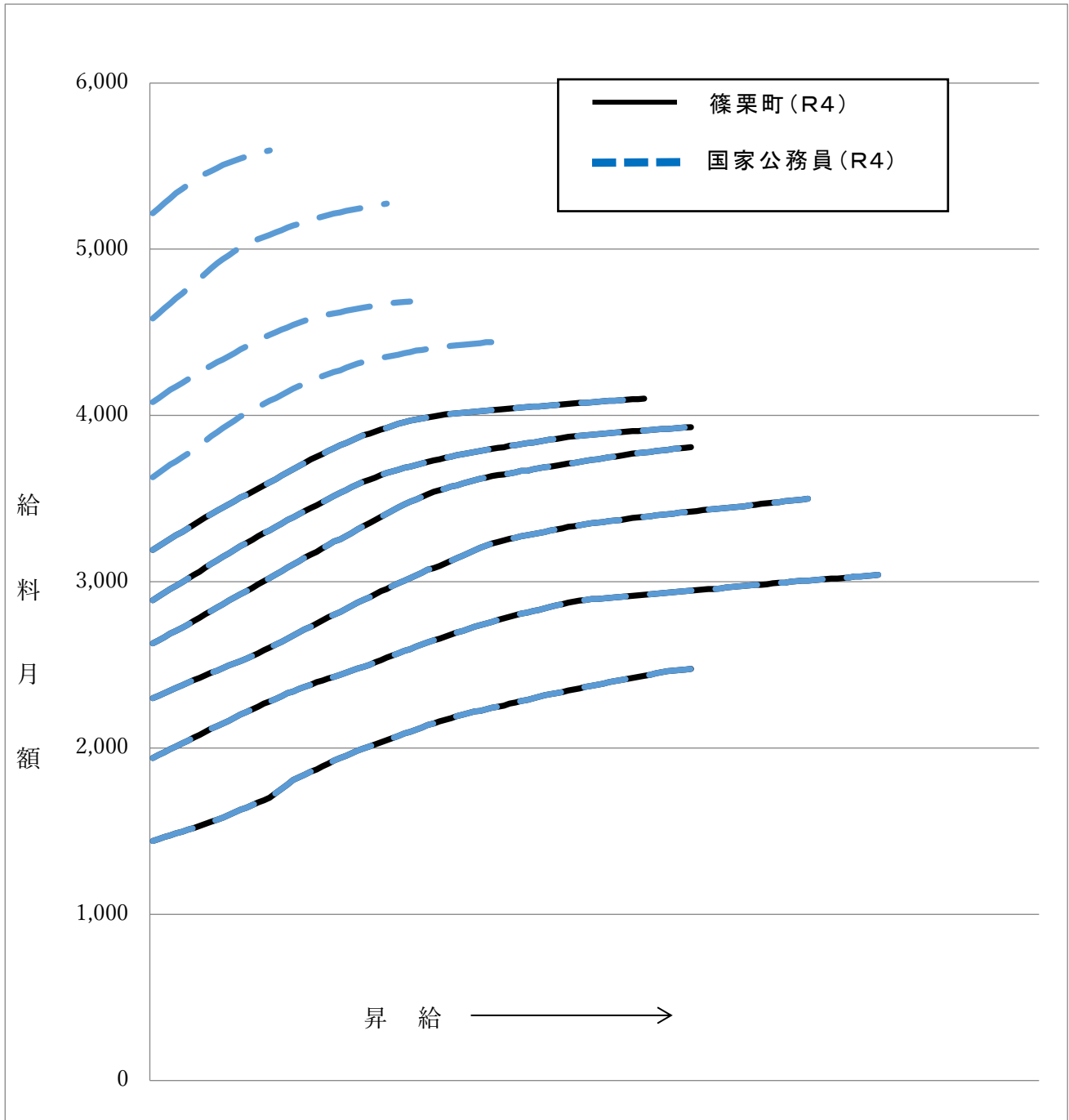
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長、園長、館長又は 議会事務局長の職務	15人	13.6%	319,200円	410,200円
5 級	参事、課長補佐、副館 長又は次長の職務	20人	18.2%	289,700円	391,000円
4 級	参事補佐、係長又は主 任主査の職務	26人	23.6%	264,200円	389,000円
3 級	主査の職務	14人	12.7%	231,500円	350,000円
2 級	高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う 主事の職務	26人	23.6%	195,500円	304,200円
1 級	主事の職務	10人	9.1%	146,100円	247,600円

- (注) 1 篠栗町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 21 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（篠栗町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

篠栗町	福岡県	国
一人当たり平均支給額(3年度) 1,521千円	—	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（篠栗町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

篠栗町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670月分	24.587月分	勤続20年	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.040月分	33.271月分	勤続25年	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 675千円 10,203千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			27,005千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			233,802円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
6級地	6%	116人	3%

(4) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

制度なし（19年度から全部廃止）



### (5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	19,334千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	248千円
支給実績（2年度決算）	30,336千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	410千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

### (6) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円、 子10,000円 扶養親族（父母、 兄弟、孫）1人につき6,500円 特定期間加算（16歳～22歳） 1人につき5,000円	同	なし	12,636千円	280,800円
住居手当	借家居住者には28,000円 を限度額として支給	同	なし	11,456千円	309,600円
通勤手当	交通機関など利用者は55,000円を限度として、運賃など相当額を支給 自動車など利用者は通勤距離（片道2km以上）に応じて、最高31,600円	同	なし	5,376千円	84,000円
管理職手当	課長13%、参事11%、 課長補佐10%	異	管理職の範囲および率の相違	20,019千円	526,800円
休日勤務手当	100分の135	同		時間外勤務手当に含む	

## 5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	828,000円 ( — 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000円 / 592,000円	
	副 町 長	669,000円 ( — 円)	760,000円 / 532,000円	
報 酬	議 長	346,000円 ( — 円)	499,000円 / 252,000円	
	副 議 長	286,000円 ( — 円)	430,000円 / 202,000円	
	議 員	266,000円 ( — 円)	400,000円 / 174,000円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(3年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(3年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 区 町 村 長	給料月額×510/100×勤続年数	16,891,200円	その任期ごとに支給する
	副 市 町 村 長	給料月額×510/100×勤続年数	8,028,000円	その任期ごとに支給する
		給料月額×252/100×勤続年数	6,269,760円	その任期ごとに支給する
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

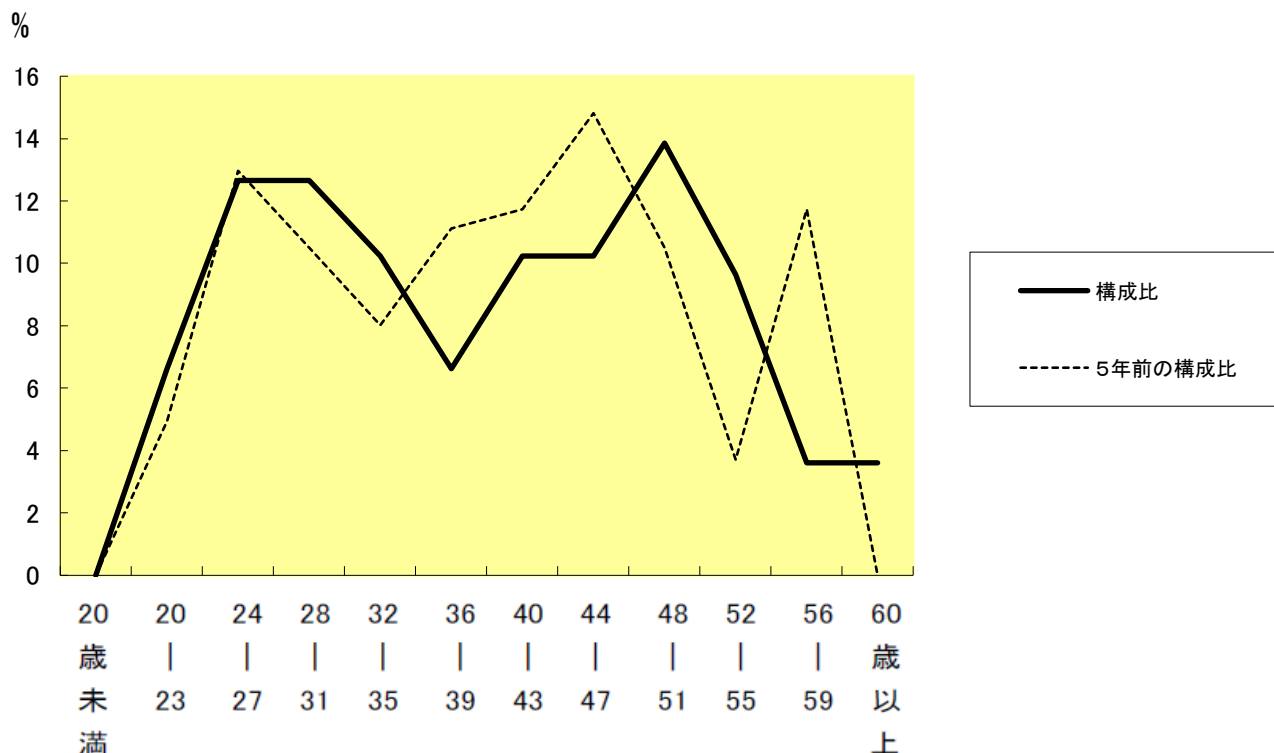
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通 会計 部門	一般行政 部門	議 会	3	3	0	人事異動によるもの
		総務	40	42	2	
		税務	17	17	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	2	2	0	
		土木	7	8	1	
		民生	20	21	1	
		衛生	20	20	0	
		計	115	119	4	<参考> 人口1万当たり職員数 37.92人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 一人)
	教育部門	26	26	0		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	141	145	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.2人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 一人)	
公営 企業 等 部門	水道	5	5	0	人事異動によるもの	
	下水道	3	3	0		
	その他	12	13	1		
	小 計	20	21	1		
合 計		161	166	5	<参考> 人口1万当たり職員数 51.96人	
		[ 166 ]	[ 166 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	21人	21人	17人	11人	17人	17人	23人	16人	6人	6人	166人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	109	112	113	113	115	119	10(109.2%)
教育	31	30	28	26	26	26	-5(83.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(-)
普通会計計	140	142	141	139	141	145	5(103.6%)
公営企業等会計計	23	20	22	20	20	21	-2(91.3%)
総合計	163	162	163	159	161	166	3(101.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	1,373,027千円	58,530千円	48,001千円	3.50%	3.61%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	9人	千円 30,286	千円 5,384	千円 12,331	千円 48,001	千円 5,333	千円 —

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### イ 特記事項 なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
篠栗町	42.4歳	307,870円	471,898円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

上下水道事業	篠栗町（一般行政職）
1人あたり平均支給額（3年度） 1,370千円	1人あたり平均支給額（3年度） 1,521千円
(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（3年4月1日現在）

上下水道事業			篠栗町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670月分	24.587月分	勤続20年	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.040月分	33.271月分	勤続25年	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 2%～20%加算）			（定年前早期退職特例措置 2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	該当者なし	該当者なし	1人当たり平均支給額	675千円	10,203千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			1,943千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			215,889円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
6級地	6%	9人	6%

エ 特殊勤務手当  
制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	426千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	47千円
支給実績（2年度決算）	469千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	52千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円、 子10,000円 扶養親族（父母、 兄弟、孫）1人につき6,500円 特定期間加算（16歳～22歳） 1人につき5,000円	同	なし	1,021千円	340,333円
住居手当	借家居住者には28,000円 を限度額として支給	同	なし	627千円	209,000円
通勤手当	交通機関など利用者は55,000円を限度として、運賃など相当額を支給 自動車など利用者は通勤距離（片道2km以上）に応じて、最高31,600円	同	なし	296千円	59,200円
管理職手当	課長13%、参事11%、 課長補佐10%	同	なし	1,096千円	548,000円
休日出勤手当	100分の135	同	なし	時間外勤務手当に含む	